

## 蕨市老朽空き家等解体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例（平成24年蕨市条例第22号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、空き家等の解体に係る費用の一部を補助するため、蕨市老朽空き家等解体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）の定めるところによる。

(補助対象空き家等)

第2条 この要綱の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例第8条の助言又は指導の対象となったもの
- (2) 個人が所有するもの又は世帯を同一にする2以上の者が共有して所有するものの
- (3) 所有権以外の権利が存しないもの
- (4) 震災時の倒壊等により避難路の通行を妨げるおそれがある等公益上の必要があるもの
- (5) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を超えて存するもの
- (6) 昭和56年以前に建築又は築造されているもの
- (7) 現に公共事業等の補償の対象となっていないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とすることができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、条例第8条の助言又は指導に従って補助対象空き家等の解体工事を実施しようとする者であって、市税及び国民健康保険税を完納し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家等の所有者又は相続人
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号の合計所得金額（以下この条において「合計所得金額」という。）が234万円未満の者

- (3) 補助対象者が属する世帯の合計所得金額の合計が474万円未満の者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象者としてすることができる。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家等の解体工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 条例第11条に規定する勧告を受けた補助対象空き家等を解体する工事
- (2) 補助金の交付を決定する前に着手した工事（補助対象空き家等の状況により緊急に工事を要する事情がある場合を除く。）
- (3) 他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
- (4) 補助対象空き家等の一部を解体する工事（基礎等地上構造物以外のものを残置する場合を除く。）
- (5) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の解体工事
- (6) その他市長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用（消費税を除く。）として市長が認める額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に解体工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真
- (4) 工程表
- (5) 申請者の課税証明書その他の前年度の所得を証明するもの

- (6) 申請者の属する世帯の全ての構成員の課税証明書その他の前年度の所得を証明するもの
  - (7) 市税及び国民健康保険税の納税証明書
  - (8) 登記事項証明書等補助対象空き家等の所有者及び建築年次が確認できるもの
  - (9) 解体工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は解体工事業者の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
  - (10) 解体工事の見積書
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、適当と認めるときは解体工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは解体工事補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。
- (解体工事の着手)

第8条 前条第1項の規定による解体工事補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助対象工事に着手し、解体工事着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(申請内容等の変更)

第9条 交付決定者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに解体工事補助金変更申請書（様式第5号）に第6条各号に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、解体工事補助金変更決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、補助対象工事を中止するときは、速やかに解体工事中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による届出があったときは、第7条第1項の規定による補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事の完了後速やかに解体工事完了報告書（様式第8号）に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事状況写真
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票
- (5) 領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付額確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、解体工事補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付請求をするときは、解体工事補助金交付請求書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、解体工事補助金交付取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、解体工事補助金返還請求書（様式第12号）により期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。